

令和6年5月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年5月10日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者： 福永哲夫

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第4号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第5号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第6号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第6号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第7号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第8号 農用地利用集積計画承認申請について
- (7) 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第4号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第4号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第4号農地法第18条第6項による届出を2件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が636㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、中間管理機構への切り替えのための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。

次に申請番号2番です。所在が上島地区で、農振地域外の畑が1筆、面積が568㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、売買による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第5号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第5号農地法第3条の規定による届出の通知が3件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の2ページになります。報告第5号農地法第3条の規定による届出を3件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区および上六嘉地区。地目については田が14筆、畑が5筆の計19筆、合計面積が19,563㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料の3ページになります。申請番号2番になります。所在は上仲間地区。地目については田が6筆、面積が4,476㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料の4ページになります。申請番号3番になります。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。地目については田が6筆、畑が4筆の計10筆、合計面積が12,884㎡となっております。所有者及び届出人につい

ては記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による権利移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第6号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第6号農地法第5条の届出が2件ございます。
事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。報告第6号農地法第5条の届出が2件ございます。

申請番号1番になります。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆、面積が209㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については木造2階建ての個人住宅売買となっております。

6ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

続きまして、資料の7ページになります。申請番号2番になります。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が2筆、合計面積が723㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築となっております。

8ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。
事務局からの説明は以上になります。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第6号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請が3件ございます。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆、面積は568㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につ

きましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。10ページに申請地の位置図、11ページに現地の写真を載せております。12ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 次に申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は13ページになります。申請番号2番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆、面積が146㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては持分全部移転となっております。売買価格は記載の通りです。14ページに申請地の位置図、15ページに現地の写真を載せております。16ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 次に申請番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 17 ページになります。申請番号 3 番です。無償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振農用地の田が 4 筆、畑が 1 筆の計 5 筆、合計面積が 3, 548 m²となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては贈与となっております。18 ページに申請地の位置図、19 ページと 20 ページに現地の写真を載せております。21 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 7 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 7 号農地法第 5 条の許可申請が 3 件ございます。
申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 22 ページになります。申請番号の 1 番です。賃貸借権設定の案件となっております。所在は上島地区。農振地域外の田が 3 筆、合計面積は 962 m²となっております。貸人と借人については記載の通りです。申請事由につきましては、診療所となっております。23 ページに位置図、24 ページに土地利用計画平面図を添付しております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、北側の既設排水路

への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。25ページに現状の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)から報告を行います。

(下田委員) 4月24日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。
また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。
申請地の北と西に農地が隣接していますが、所有者は今回申請の譲渡人であり、十分な説明もなされているため支障はないものと思われます。
診療所ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は26ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的については診療所建設になります。農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。
続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は27ページになります。申請番号の2番です。賃貸借権設定の案件となっております。なお、この案件は申請番号1に併設する保険調剤薬局の案件となります。所在は上島地区。農振地域外の田が2筆、合計面積は747㎡となっております。貸人と借人については記載の通りです。申請事由につきましては、診療所（保険調剤薬局）となっております。28ページに位置図、29ページに土地利用計画平面図を添付しております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、北側の既設排水路への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。30ページに現状の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私（下田会長）から報告を行います。

(下田委員) 4月24日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。
また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。
申請地の北と西に農地が隣接していますが、所有者は今回申請の譲渡人であり、十分な説明もなされているため支障はないものと思われます。
診療所に併設する保険調剤薬局ということですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は31ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的については診療所建設（保険調剤薬局）になります。農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ご

ざいませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委 員) はい。(委員一同)

(議 長) 続きまして申請番号 3 番について事務局より説明をお願いいたします・。

(事 務 局) はい。資料は 3 2 ページになります。申請番号 3 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上仲間地区。農振地域外の田が 2 筆、合計面積は 1, 9 0 8 m²となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由については、建築条件付売買予定地の申請となっております。3 3 ページに位置図、3 4 ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨水枡への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。3 5 ページに現状の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります山内委員から報告をお願いいたします。

(山内委員) 4 月 2 5 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、1 0 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては、第 2 種農地になると思われます。
また申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。
申請地の南側に農地が隣接していますが、日照、通風等、周辺農地への影響ははく、境界部分には U 字溝及び擁壁を新設されるため、支障はないものと思われます。
建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は 36 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第 2 種農地であり、目的については建築条件売買予定地 (8 区画) になります。農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 8 号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第 8 号 基盤強化法第 18 条の規定による申請が「 5 件 」でございます。
まず、申請番号 1 番になりますが、森田委員 の案件になりますので、森田委員 の退席をお願いします。

(森田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は 37 ページになります。申請番号 1 番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が 3 筆、面積が 1, 662 m²となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日となっております。38 ページに位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませ

んでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
森田委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号2番から5番について事務局より一括して説明をお願いいたします。

(事務局) はい、資料は39ページになります。申請番号2番になります。所在は、上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が1,268㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については使用貸借権の新規契約。期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日となっております。40ページに位置図を載せております。

続きまして、資料は41ページになります。申請番号3番になります。所在は北甘木地区および上六嘉地区。農振農用地の田が3筆、面積が3,516㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については貸貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日となっております。42ページと43ページに位置図を載せております。

続きまして、資料は44ページになります。申請番号4番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が2,861㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については貸貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日となっております。45ページに位置図を載せております。

続きまして、46ページになります。申請番号5番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が324㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年6月1日から令和16年5月31日となっております。47ページに位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました4件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

○議案第9号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

(議長) 続きまして、議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）の更新が2件ございます。まず、49ページの1件目から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は49ページになります。農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について、令和5年4月1日の法改正により農業委員会の意見を聴取することになっております。

所在は鯉地区および下六嘉地区。田が2筆で合計面積が2,139㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載のとおり。目的は使用賃借権および賃借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は2024年7月1日から2029年6月30日となっております。賃借権の設定等を受ける者は農地所有適格法人に該当しますので、権利設定等を受ける者が耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるため、許可要件を満たしているものと思われます。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 続きまして、50ページの2件目になりますが、松永委員の案件になりますので、松永委員の退席をお願いします。

(松永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は50ページになります。

所在は下六嘉地区。田が1筆で面積が523㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載のとおり。目的は賃借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は2024年7月1日から2029年6月30日となっております。賃借権の設定等を受ける者は法人以外に該当しますが、権利設定等を受ける者が耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、権利設定等を受ける者が耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、許可要件を満たしているものと思われます。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。松永委員の入室を許可します。

(松永委員入室)

松永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(松永委員) どうもありがとうございました。

(議長) 本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。
次回の農業委員会は6月10日、金曜日の9時00分からを予定したいと思います。
それでは、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年5月10日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫